

○長崎大学における長崎大学発ベンチャーの称号授与に関する規程

令和4年3月28日

規程第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学（以下「本学」という。）における研究成果、人的資源等を活用して起業したベンチャー企業に対して、長崎大学発ベンチャーの称号（以下「称号」という。）を授与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(称号授与の資格)

第2条 称号を授与することができる企業は、次の各号のいずれかに該当する企業とする。この場合において、本学の教職員が起業したものにあっては、長崎大学職員兼業規程（平成16年規程45号）その他の本学関係規則等に定める所要の手續、承認等が適正に行われていることを要する。

- (1) 本学又は本学の教職員若しくは学生が所有する知的財産権（長崎大学職務発明規程（平成16年規程第73号）第2条第6項に規定する知的財産権をいう。）を活用して設立した企業
- (2) 本学で達成された研究成果を活用して設立した企業
- (3) 本学の教職員、学生等（在職又は在学していたものを含む。）が、本学において習得した技術、知識等を活用して設立した企業
- (4) その他学長が特に必要と認めた企業

(称号授与の手續等)

第3条 称号の授与を希望する企業は、別に定める様式により、学長に申請するものとする。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、長崎大学研究開発推進機構運営委員会の議を経て、称号の授与の決定を行うものとする。
- 3 称号を授与された企業（以下「称号授与企業」という。）は、申請内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。
- 4 称号の授与は、別に定める称号記の交付をもって行うものとする。

(称号の有効期間)

第4条 称号の有効期間は、称号を授与された日から3年間とする。ただし、当該期間は、更新することができる。

- 2 前項の称号の有効期間を更新する場合の手續は、前条の規定を準用する。

(称号授与企業への支援)

第5条 本学は、本学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、称号授与企業に対して支援を行うことができるものとする。

2 称号授与企業に対する支援に関し必要な事項は、別に定める。

(事業報告等)

第6条 称号授与企業は、本学から求めがあったときは、事業報告書、収支決算書又はこれらに類する書類を学長に提出しなければならない。

2 称号授与企業は、称号授与企業が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散をしたとき。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産宣告をしたとき。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続をしたとき。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続をしたとき。

(5) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条及び第22条に定める罰則が、裁判によって確定したとき。

(6) その他法令違反による処分が確定したとき。

(称号の使用制限等)

第7条 称号授与企業は、当該企業の製品、サービス等の内容又は品質を保証するために称号を使用してはならない。

2 学長は、前項に規定する使用を認めるときは、当該使用を停止させることができる。

(称号授与の取消し)

第8条 学長は、称号授与企業が次の各号のいずれかに該当するときは、称号の授与を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に規定する企業に該当しなくなったとき。

(2) 第6条第2項に規定する報告があったとき。

(3) 社会的信用を失墜する行為を行ったと学長が認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、称号を保持させることが適当でないとして学長が認めるとき。

2 前項の規定により称号の授与を取り消された企業又は称号の返還について申出を行った企業は、速やかに称号記を学長に返還するものとし、当該取消しを受けた日以後、称号を保持していた事実を当該企業の事業等に利用してはならない。

(称号の授与等の公表)

第9条 学長は、称号の授与又は授与の取消しを行ったときは、当該内容を学内外に公表するものとする。

(免責)

第10条 本学は、称号の授与により、称号授与企業による成果の安全性、有効性等を担保するものではない。

2 称号の授与又は授与の取消しその他称号授与企業による成果により、称号授与企業又は第三者に損害が生じたとしても、本学は、その責を負わない。

(事務)

第11条 称号の授与に関する事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。